

目次

- 1面 公開質問書回答
学長予定者の選考日程
公開説明会(11/13)の動画
- 2面 学長候補 新 誠一氏
- 3面 学長候補 田野俊一氏
- 6面 学長候補 本城和彦氏



第4号(通算1791号)
電気通信大学
教職員組合編集部

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
内線 5027 Tel 042-485-2953

e-mail: voice@xxx-xxxx.org
<http://uec-union.org>

学長候補者からの公開質問書への回答

11月20日(水)には、学長選考のための意向調査が行われます。前号でお伝えした通り、教職員組合では学長予定者の選考にあたり、教職員の意見が大学の運営により一層反映されることを願って、教職員からのご意見を伺いながら質問項目を整え公開質問書を作成し、11月1日付で学長候補者に送付

【回答者】(あいうえお順:敬称略)

新 誠一氏

田野俊一氏

本城和彦氏

電気通信大学教職員組合執行委員会
し、回答をいただきました。お忙しい中、真摯にご回答をいただきましたことにお礼申し上げます。

本日回答書を教職員に配布いたします。ご意見等がありましたら、教職員組合(voice@...)までご連絡ください。

【質問項目】

1. 教職員の働く環境について
 - (1) 非常勤職員の雇い止め
 - (2) 裁量労働制
 - (3) 技師の待遇・評価・仕事のあり方
2. 学長意向調査への助教の参加
3. 入試制度について
4. 授業料免除
5. 軍事研究

【今後の学長予定者の選考日程(2019年)】

学長選考会議公示: <http://soumu.office.uec.ac.jp/gakunai/soumu/senkou-r1/notice0911.pdf>

●意向調査:

11月20日(水) 10時00分~14時00分
本館別館2階 第一会議室

(※学長候補者は、公開説明会以外の説明会や研究室訪問など学長選考に係る活動を9月18日(水)から11月20日(水)までの間行わないこと。)

●不在者投票:

10月24日(木)9時00分~

総務企画課秘書係において受付
(休憩時間(12時00分~13時00分)及び休日を除く。)
受付締め切りは、11月18日(月)17時00分まで
投票締め切りは、11月19日(火)12時00分まで

●学長予定者の選考及び決定公示:

11月20日(水) 15時00分からの学長選考会議において審議決定し、終了後、速やかに公示する。

【公開説明会(11月13日)の動画:学長選考会議事務局(総務企画課)より】

田野俊一氏 <https://youtu.be/Vjxhr5WCNHI>

本城和彦氏 <https://youtu.be/j4hrFwehF7w>

新誠一氏 https://youtu.be/EKxT3_TUURw

教職員組合に対する回答

「法は遵守する」、「大学財政を破綻させない」という二つの前提の下、以下の質問に対して答えます。もっとも、法を変えていく努力、財政を豊かなものにしていく努力が必要である。その出発点は、本学の学生、教員、職員の活性化である。皆が夢を持ち、夢が実現する大学運営を目指したい。以下、質問に埋め込む形で回答する。

1. 教職員の働く環境について

(1) 非常勤職員の雇い止め

優秀な学生、優秀な教員、優秀な職員が大学を支えます。優秀な非常勤職員を手放すことはもったいないと考えます。

(2) 裁量労働制

社会人学生を夜間という形で支援している。教員、職員にも、その支援体制を拡充する必要がある。個の事情に合い、個の能力が発揮できる勤務体制を構築したい。

(3) 技師の待遇・評価・仕事のあり方

技師の働き方については技師部が新しい試みを始めている。この動きを注視したい。同時に、新しい技師のあり方を本学から世界に発信できるようにしたい。

2. 学長意向調査への助教の参加

意向調査については学長選考会議の専権事項である。候補者としては、助教も含む教職員全員の意向を調査して欲しい。

3. 入試制度について

英語試験を上げるまでもなく、現在の入試制度は混迷を深めている。この混迷の中、入試委員会を中心に教員、職員は公平、公正な多様な試験を実施している。頭が下がる。大学教育の位置づけの国レベルにおける見直しが必要と考える。

4. 授業料免除

国立大学法人の教員として免除者が半減することはとても悲しい。国立大学法人の役割の再定義と独自財源の確保を進めていかなければならないと痛感している。なお、文部科学省から来年度の概算要求に救済処置が盛り込まれているとの情報をえている。

5. 軍事研究

軍事目的の研究はしない。

2019年11月15日

国立大学法人電気通信大学情報理工学域長
新 誠一

電気通信大学教職員組合

「公開質問書」 回答

2019年11月14日

田野 俊一

1. 教職員の働く環境について

(1) 非常勤職員の雇い止め

現在最大5年までの雇用となっている非常勤職員の「無期雇用転換」についてご意見を伺います（補足説明1もご参照ください）。

【回答】

本学の事務は多くの非常勤職員の献身的な働きによって支えられており、特に、専攻事務・類事務においては主体的にも働いて頂いており感謝しています。

今後は教員の事務量削減のために教員支援業務にも拡大していきたいと考えています。

現在は5年の有期になっていますが、補足説明でご指摘頂いたように双方にデメリットが生じていることも理解しています。全員の無期化は難しいですが、執務状況に応じて無期転換を考えてはどうか思います。ただ、執務状況の評価が難しく、また、無期転換の場合は、転換時点で雇用条件が固定される危惧もあり（昇給が止まるのは悲しい）、どのような制度がお互いにとってメリットがあるか検討していきたいと考えています。

(2) 裁量労働制

本学教員は裁量労働制の下で働いています。教職員組合は、裁量労働の範囲の解釈や労働時間の把握に関して様々な問題があり厚生労働省の指針も現場の実態と乖離していることを指摘してきました。しかし本学の現執行部は、このような問題を検討する事なく大学院夜間講義などの非裁量労働を増加させることを行っています。このことについての認識と問題意識をお答えください。

【回答】

今般の労働関係法令の改正に伴い（いわゆる「働き方改革」です）、大学の裁量労働制であっても、勤務状況把握の義務化や時間外労働上限規制が新たに設けられることになりました。今年度より毎日勤務時間を報告することになったのはこれが理由です。

ご指摘の大学院夜間講義を含む勤務は、この勤務状況把握によって、過大な労働

実態として明らかになると強制的に改善されます。

ただし、実際は逆に、大学院夜間講義等での業務が多くなると、自由な研究のために大学にすることが制限されてしまうという弊害を生じてしまいます。この問題は夜間勤務等がある医学部で顕在化しています。そこで、国大協は政府に対して「創造的活動を行う大学の研究者(教員)にふさわしい労働時間法制の改善について」という要望を出し、大学向けの裁量労働制を要求しています。

(3) 技師の待遇・評価・仕事のあり方

電通大で働く技師の待遇は、同じ一般職給与表が適用されている事務職員と比較し、高位級適用者が少ないという事実があります。また一般職給与表の適用者全体もラスパイレス指数は93%以下となっており、そのため二重に待遇が悪くなっています(補足説明2意見1もご参照ください)。加えて、評価方法についても問題が多いと教職員組合は指摘しています。

さらに教員の代わりとして基礎教育業務への割当が増加し、その分研究支援に携われる技師が減少しているという声があります。このような状況をどのようにお考えでしょうか。(補足説明2意見2もご参照ください)

【回答】

教育支援、研究支援を担って頂いている技師の職務は重要です。職務・職責に合った給与体系に整えることは当然だと思います。新たな教育支援、研究支援を考案し前向きに挑戦する技師を育てるとともに、それを加味した評価方法の導入を技師部の皆さんと考えていきたいと思っています。

2. 学長意向調査への助教の参加

教職員組合は、意向投票に助教が含まれていないことは不自然であり、さらに常勤教職員全員が参加すべきと考えます。このことに関しての見解をお聞かせください(補足説明3もご参照ください)。

【回答】

助教の参加は理解できますが、教職員全員が参加すべきかについては判断できていません。少なくとも今より広げたほうがよいのではと考えていますが、本学の構成要素として学生や非常勤職員も考える必要があり、どこまで広げるべきかについては、全学的な議論が必要だと思います。

3. 入試制度について

電気通信大学の個別入試制度について、お考えをお聞かせください。

【回答】

所信に記載しましたが、大括り入試は問題が大きいと考えています。大括り入試を発端とし、類間・専攻間にアンバランスが生じ、教育・研究の両面で深刻な問題に立ち至っています。大括り入試の抜本的転換までも視野に入れた入試制度見直しを行うべきだと考えています。エビデンスベースで客観的に分析し、議論を尽した上で最適な解決策を導き出し、願わくは全教員の合意と意欲を得て、早急に大胆に対応しようと思います。

4. 授業料免除

国の授業料免除の方針が変わろうとしている中で、このまま国の方針で実施した場合は、対象者が半分程度になることが予想されます。これについて、どのような対応をお考えでしょうか。

【回答】

現行の国立大学の学部生に対する授業料免除財源が大幅に削減される可能性があり、現在授業料免除を受けている学部生のうち約2.4万人が新修学支援制度の下では、授業料免除額の減少若しくは免除を受けられなくなるとの文部科学省推計もあります。国大協では、最低でも既存の授業料免除の総額が維持されること、更にはその拡充を求めるよう、予算請求を行っております。

5. 軍事研究

本学はかつて自衛隊からの共同研究の提案に対して、1965年1月27日の電気通信大学教授総会において、「本学の教官は軍事研究をしない」という申し合わせがなされ、軍事研究は行わないことを確認しています。これを継承しますか。

【回答】

継承します。

最近、世界情勢は再び混沌状態になっています。軍事的な衝突が起きる可能も無視できなくなっています。科学技術には色が付いておらず、軍事に転用されてしまいます。「軍事研究をしない」という立場では弱く、軍事転用を監視し防ぐという一歩進んだ立場も検討すべきではと考えています。

学長候補者(意向調査対象者)

本城和彦先生

学長候補者への「公開質問書」

先生は、10月23日に行なわれた学長選考会議において、学長候補者(意向調査対象者)に選出されました。11月20日(水)には意向投票が行われます。

投票に先立ち教職員の参考となる情報を提供するために、電気通信大学の労働条件、教育、軍事研究などについて、大学の最高責任者としてのお考えを伺いたいと存じます。

急なお願いで恐縮ですが、11月14日(木)午前中までに質問書に対するご回答(A4サイズ)をメール(voice@uec-union.org)に添付してお送り下さいますようお願い申し上げます。先生のご回答は、そのまま組合ニュースに掲載し、全教職員に配付致します。

2019年11月1日

電気通信大学教職員組合

1. 教職員の働く環境について

(1) 非常勤職員の雇い止め

現在最大5年までの雇用となっている非常勤職員の「無期雇用転換」についてご意見を伺います(補足説明1もご参照ください)。

⇒業務内容が真に継続的かつ蓄積的であり、その継続性・蓄積性に基づく責任と発展性が問われ、そこから新たな価値を生む業務に関する担当の場合にはいわゆる雇い止めの対象にならないと思われれます。

(2) 裁量労働制

本学教員は裁量労働制の下で働いています。教職員組合は、裁量労働の範囲の解釈や労働時間の把握に関して様々な問題があり厚生労働省の指針も現場の実態と乖離していることを指摘してきました。しかし本学の現執行部は、このような問題を検討する事なく大学院夜間講義などの非裁量労働を増加させることを行っています。このことについての認識と問題意識をお答えくだ

さい。

⇒出退勤時間の制限がなくなる制度裁量労働制の場合は、大学教員業務の一般性と特殊性を前提にした個々の教員の勤務状況の自主的かつ明示的管理など本年5月から実施している勤務状況管理システムの問題とも関係していますので、これらの観点も含めた全体的議論が必要であろうと思います。

(3) 技師の待遇・評価・仕事のあり方

電通大で働く技師の待遇は、同じ一般職給与表が適用されている事務職員と比較し、高位級適用者が少ないという事実があります。また一般職給与表の適用者全体もラスパイレス指数は93%以下となっており、そのため二重に待遇が悪くなっています(補足説明2意見1もご参照ください)。加えて、評価方法についても問題が多いと教職員組合は指摘しています。

さらに教員の代わりとして基礎教育業務への割当が増加し、その分研究支援に携われる技師が減少しているという声があります。このような状況をどのようにお考えでしょうか。(補足説明2意見2もご参照ください)

⇒この問題は技師の皆さん側の有るべき業務と学部、研究科、センター等側の技師の皆さんにお願いする業務のそれぞれの内容、これまでの経緯や背景などについて総合的に考える必要があるかと思っています。

2. 学長意向調査への助教の参加

教職員組合は、意向投票に助教が含まれていないことは不自然であり、さらに常勤教職員全員が参加すべきと考えます。このことに関しての見解をお聞かせください(補足説明3もご参照ください)。

⇒意向調査は学長選考会議の下に行われ、次期学長の役割と資質に対する教員個々の意向を表明するものですが、一般論として、意向調査参加資格として大学の存在意義、大学の現状等について知っていることが求められます。一方、やはり一般論としては、現状として助教は自身の研究と教育の成果を大きく磨く立場でもあります。この両者のすり合わせをどのようにするかが問われているのだらうと思います。

3. 入試制度について

電気通信大学の個別入試制度について、お考えをお聞かせください。

⇒学修者視点で導入された大括り入試と類制の同時実施は、学生にとっても教職員にとっても自由度を失い混乱の基になるので、どちらか一方のみに至急改めるべきであると考えます。なお、今回の大括り入試と類制は文科省からの指示ではなく、本学からの提案です。受験生への告知期間を考えると、文科省との相談も行いつつ、現時点からの修正案の検討は可能であり、実行に移すべきであると考えます。

4. 授業料免除

国の授業料免除の方針が変わろうとしている中で、このまま国の方針で実施した場合は、対象者が半分程度になることが予想されます。これについて、どのような対応をお考えでしょうか。

⇒まず現在の授業料免除対象学生や奨学生の、勉強意欲やその結果としての学力に関する実態を知る必要が有ります。国の制度変更が避けられないならば、国の制度から漏れ、かつ真に勉学意欲があり、経済的に厳しい学生には大学独自のなんらかの奨学制度を導入することの優先度は低くないと考えます。他の財務負担との優先度比較の中でどこまで実現可能か多方面から検討したいとおもいます。

5. 軍事研究

本学はかつて自衛隊からの共同研究の提案に対して、1965年1月27日の電気通信大学教授総会において、「本学の教官は軍事研究をしない」という申し合わせがなされ、軍事研究は行わないことを確認しています。これを継承しますか。

⇒継承します。